

太宰府市長
楠 田 大 蔵 様

太宰府市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 芳 賀 由 紀 子

答申書

太宰府市情報公開条例（平成 9 年条例第 4 号。以下「情報公開条例」という。）第 13 条第 4 項の規定に基づき、令和 6 年 10 月 17 日付 6 太総第 146 号-1 により諮問を受けました件について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり答申します。

1 審査会の結論

太宰府市長（以下「実施機関」という。）が令和 6 年 7 月 8 日付 6 太総第 68 号の行政文書の部分開示決定において不開示とした土地所有者の氏名を開示すべきである。

2 審査請求の趣旨及び経過

（1）審査請求の趣旨

令和 6 年 6 月 24 日付で審査請求人が行った行政文書開示請求に対し、実施機関が行政文書の部分開示決定（以下「本件処分」という。）において不開示とした「土地所有者の氏名」に関する部分の開示を求める審査請求を行ったものである。

（2）審査請求の経過

① 行政文書開示請求

審査請求人は、令和 6 年 6 月 24 日、実施機関に対して、情報公開条例第 6 条の規定に基づき、「令和元年度から令和 6 年度まで（ただし、令和 4 年度を除く。）の職員駐車場用地（庁舎東側駐車場）の賃貸借契約に関する書類（土地賃貸借契約書、契約の伺い等）」の行政文書開示請求を行った。

② 行政文書の部分開示決定

実施機関は、令和 6 年 7 月 8 日付 6 太総第 68 号通知において、審査請求人に対し、開示請求にかかる行政文書のうち、土地所有者の氏名、住所、印影が記載されている部分が情報公開条例第 10 条第 2 号「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。」に該当するとして、本件処分を行った。

③ 審査請求

審査請求人は、令和 6 年 10 月 3 日、開示請求にかかる行政文書のうち「本件処分で不開示となった太宰府市観世音寺一丁目 14 番、太宰府市観世音寺一丁目 15 番及び太宰府市観世音寺一丁目 16 番の土地所有者の氏名の情報公開を求める」として、情報公開条例第 13 条の規定に基づき審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、令和6年10月3日付の審査請求書、同年10月31日付の反論書及び同年11月11日の口頭意見陳述において、次のように主張している。

(1) 審査請求書

本件処分で不開示となった土地所有者の氏名は何人でも証明書の交付請求ができる不動産登記簿謄本に記載されており、一般に公にされている情報であり、情報公開条例第10条第2号ただし書アに該当する。よって、実施機関は土地所有者の氏名を、情報公開条例第10条第2号該当性を理由に不開示にすることはできない。

(2) 反論書、口頭意見陳述

実施機関は、「本件の情報は土地の賃貸借契約の手続きの際に記載された情報であり、不動産登記簿謄本に記載されている情報と本件の情報が一致するかは、法務局が管理する不動産登記簿謄本を確認して初めて知り得ることができる情報である。」と主張する。しかしながら、太宰府市も土地の賃貸借契約を結ぶ際に土地所有者を不動産登記簿謄本で当然確認しているはずであり、不動産登記簿謄本に記載されている情報と本件の情報が一致しないことはないと考えるのが当然である。

実施機関は、「不動産登記簿謄本に記載されている情報が公にされている状態とは明らかに異なる性質を持っているため、情報公開条例第10条第2号ただし書アには該当しないと判断する。」と主張する。しかしながら、情報公開制度運用の手引（令和6年6月。以下、「運用の手引」という。）の情報公開条例第10条第2号に記載のとおり、不動産登記簿謄本はただし書アの開示情報の具体例に挙げられており、情報公開条例第10条第2号ただし書アに該当することは間違いない。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関は、令和6年10月17日付6太総第146号-2の弁明書及び同年11月11日の口頭意見陳述において、次のように主張している。

(1) 本件処分の内容

審査請求人が行政文書開示請求を行った行政文書中の土地所有者の氏名、住所、印影部分を不開示とし、行政文書部分開示とする決定を行った。

(2) 本件処分の理由

土地所有者の氏名、住所、印影については、情報公開条例第10条第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）」との判断から、不開示としたものである。

審査請求人が主張する情報公開条例第10条第2号ただし書アの該当性について、土地所有者の氏名及び住所は、不動産登記簿謄本に記載されている項目ではあるが、本件の情報は土地の賃貸借契約の手続きの際に記載された情報であり、不動産登記簿謄本に記載されている情報と本件の情報が一致するかは、法務局が管理する不動産登記簿謄本を確認して初めて知り得ることができる情報である。

また、不動産登記簿謄本は法務局に赴き所定の手続きを踏まえ、さらには手数料を

納めることにより初めて取得できる情報であり、これは、不動産登記簿謄本の取得には相応の手続きが必要で、インターネット等で常に公にされている情報とは異なる性質を持っているため、情報公開条例第10条第2号ただし書アには該当しないと判断する。

運用の手引の情報公開条例第10条第2号ただし書アの開示情報の具体例に記載のある「不動産登記簿謄本」の部分については、不動産登記簿謄本そのものが対象文書に含まれていれば、開示することを意味すると考える。

5 審査会の判断

本件において、審査請求の対象となっている行政文書は、令和元年度から令和6年度まで（ただし、令和4年度を除く。）の職員駐車場用地（庁舎東側駐車場）の賃貸借契約に関する書類一式である。審査請求人は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。」を理由として不開示となった太宰府市観世音寺一丁目14番、太宰府市観世音寺一丁目15番及び太宰府市観世音寺一丁目16番の土地所有者の氏名の開示を求めている。

(1) 条例の定めについて

情報公開条例第10条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を、不開示情報として規定している。

また、同号ただし書アは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示することができる旨を規定している。

(2) 情報公開条例第10条第2号本文の該当性

まず、情報公開条例第10条第2号本文に該当することについては、審査請求人も実施機関も争っていないが念のため検討する。

情報公開条例第10条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を開示を要しない情報としているところ、氏名は、まさに「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」にあたる。よって、土地所有者の氏名は、情報公開条例第10条第2号本文に該当する。

(3) 情報公開条例第10条第2号ただし書アの該当性

次に、情報公開条例第10条第2号ただし書アは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である場合に不開示情報から除くことができるとしているところ、土地所有者の氏名が情報公開条例第10条第2号ただし書アに該当するかどうかを検討する。

土地所有者の氏名について、審査請求人は情報公開条例第10条第2号ただし書アに該当するとして開示を求めているのに対し、実施機関はただし書アには該当しないた

め、不開示であると主張している。

そこで、検討するに、土地所有者の氏名は、不動産登記法に定める土地等の表示に関する登記事項として公にされているものである。すなわち、不動産登記法第119条の規定により、何人も請求可能な不動産登記簿謄本には、不動産登記規則第4条第1項に規定されているとおり、不動産の地番や不動産所有者の氏名、住所等が記載され、これらは不動産登記法第27条に定める土地等の表示に関する登記事項として公にされる情報である。よって、土地所有者の氏名は「法令等の規定により」「公にされ」る情報であり、情報公開条例第10条第2号ただし書アに該当し、開示すべきといえる。

この点、実施機関は、土地所有者の氏名及び住所は不動産登記簿謄本に記載されている項目ではあるが、本件の情報は土地賃貸借契約の手続きの際に記載された情報であり、不動産登記簿謄本に記載されている情報と必ずしも一致するとは限らないと主張している。

しかしながら、実施機関が土地賃貸借契約を結ぶ際には、真正な土地所有者かどうかを不動産登記簿謄本で確認するのが行政実務上通常であり、本件においても、土地所有者の氏名と不動産登記簿謄本上の記載が一致していることを実施機関は確認済みとのことである。よって、このような場合には情報公開条例第10条第2号ただし書アに該当するとして開示すべきである。

また、実施機関は、運用の手引の情報公開条例第10条第2号ただし書アの開示情報の具体例に記載のある「不動産登記簿謄本」の部分については、不動産登記簿謄本そのものを指しており、不動産登記簿謄本が対象文書に含まれていれば開示する必要があるが、開示請求にかかる行政文書に不動産所有者の氏名等の不動産登記簿謄本にある内容が記載されているにすぎない場合は開示することができない趣旨である旨主張する。

しかしながら、運用の手引が、情報公開条例第10条第2号ただし書アの開示情報の具体例として「不動産登記簿謄本」と記載しているのは、不動産登記法により何人でも証明書の交付請求ができ、記載してある情報は何人でも知ることができるからであり、不動産登記簿謄本そのものではなく、不動産登記簿謄本に記載してある情報を意図していると考ええる。

よって、土地所有者の氏名は「法令等の規定により」「公にされ」る情報であり、情報公開条例第10条第2号ただし書アに該当する。

(4) まとめ・結論

以上のことから、本件不開示部分の土地所有者の氏名は、情報公開条例第10条第2号本文の「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」に該当するが、同号ただし書アの「法令等の規定により」「公にされ」る情報であるため、開示するべきであると判断した。

6 審査会における審査請求の処理の経過

審査会は、本件審査要請（諮問）について、次のように審査を行った。

令和6年11月11日 第1回審査会（口頭意見陳述、審議）

令和6年11月19日 第2回審査会（審議）